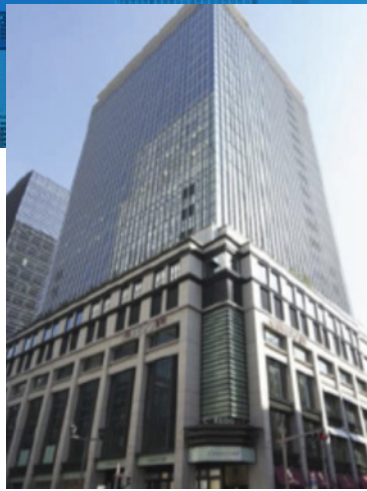


大規模事業所対策： キャップ&トレード制度

世界初の都市型キャップ&トレード制度を導入

東京都は、2010 年 4 月から「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」を導入し、大規模事業所に対する CO₂ 削減の義務付けを開始した。

この制度は、我が国初のキャップ & トレード制度であると同時に、大都市に集中するオフィスビル等の業務部門も対象とした世界初の都市型キャップ&トレード制度である。



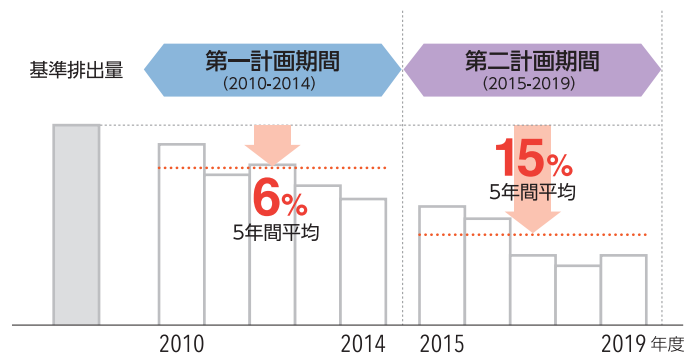
トップレベル事業所



トップレベル事業所

- 対象：約 1,300 事業所（原油換算で年間 1,500kL 以上のエネルギーを使用する事業所）
対象事業所は、毎年度、地球温暖化対策計画書の提出が義務付けられている。
- 計画期間：5 年ごと（事業者の設備更新計画を踏まえた柔軟な対応が可能）
- 削減義務内容：基準排出量 × 削減義務率 ** × 5 年間
* 基準排出量は、2002 ～ 2007 年度までのいずれか連続する 3 か年平均（過去の削減努力の反映が可能）
** 削減義務率は、第 1 計画期間は 6%（工場等）又は 8%（オフィスビル等）。
第 2 計画期間は 15%（工場等）又は 17%（オフィスビル等）
- 義務履行手段：自らの事業所での削減対策の実施のほか、他の事業所の削減義務以上の削減（超過削減量）、再エネクレジット等の排出量取引による義務履行が可能
- 実行性の担保：削減義務未達成の場合、不足量を削減するよう措置命令（義務不足量 × 1.3 倍の削減量）。命令違反の場合、違反事実の公表等、不足分に対する費用請求、その他の罰則が適用される。

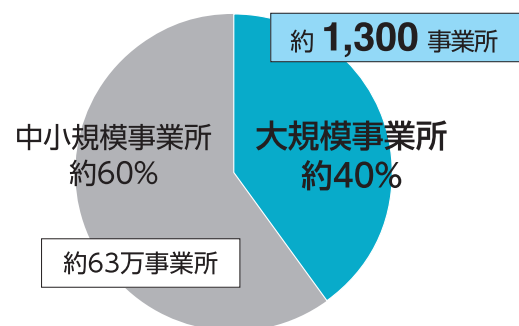
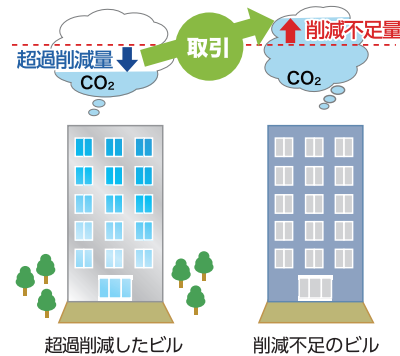
削減義務のイメージ



都内産業・業務部門の CO₂ 排出量シェア

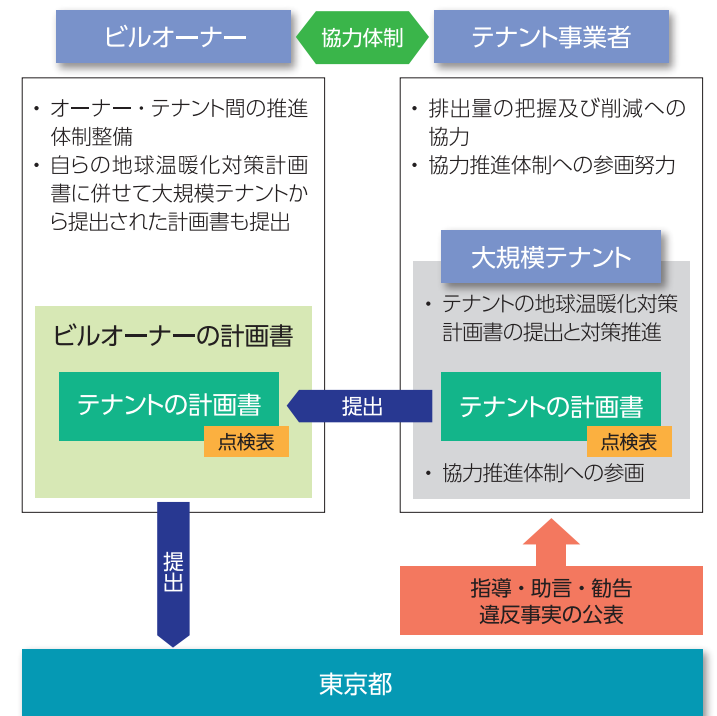
キャップ&トレード制度の対象事業所(約 1,300 事業所)からは、都内の産業・業務部門全体の約 40%に相当する CO₂ が排出されている。

排出量取引のイメージ



トップレベル事業所を認定

キャップ&トレード制度では、推進体制、高効率設備導入や運用管理の状況が優れている事業所を「トップレベル事業所」として認定している。トップレベル事業所に認定されると、対策の推進の程度に応じて削減義務率が軽減される。また、設計・改修時における省エネ対策の指標としても活用されている。



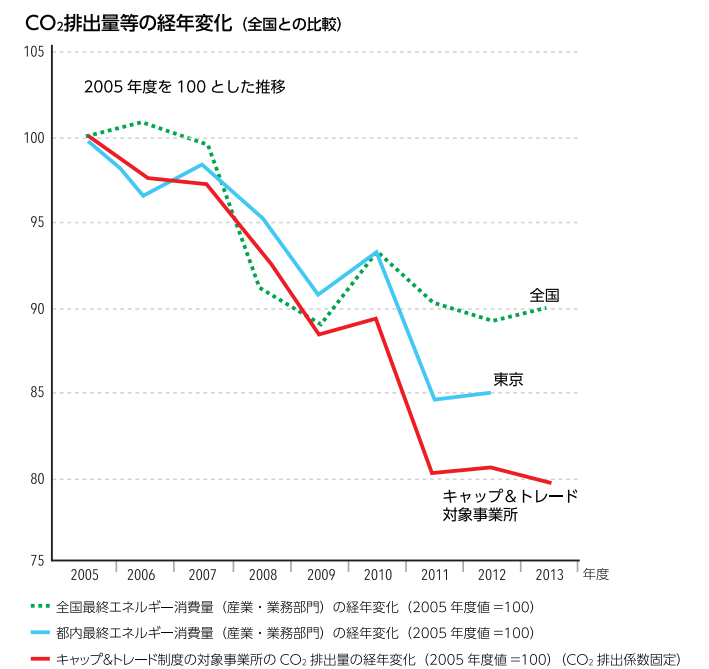
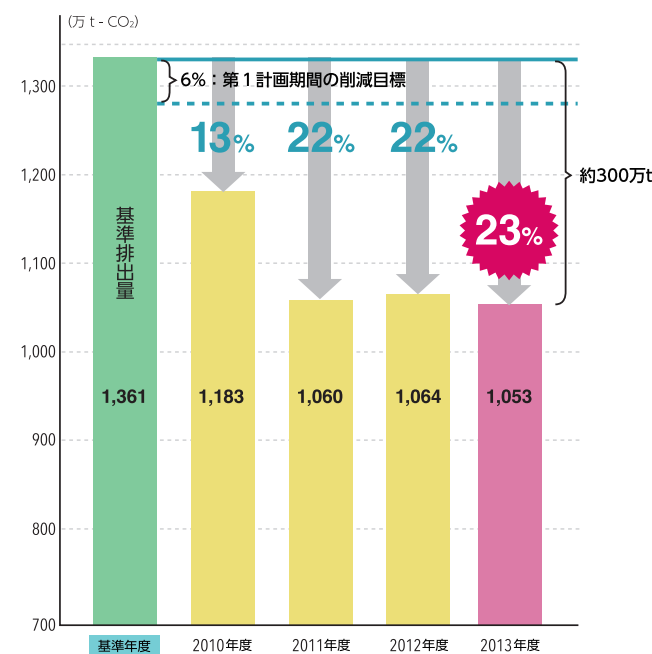
テナントの省エネ対策を促進

テナントビルでは、オーナーの努力だけでは、省エネ対策が円滑に進められないこともある。建築物全体の排出量削減を実現するには、オーナーとテナントの両者の協力関係が必要となる。

そこで、キャップ&トレード制度では、対象事業所内のテナントに対し、オーナーの省エネ対策に協力する義務等を課し、テナントビルの省エネを推進している。

成果

- 2013 年度、対象事業所の総 CO₂ 排出量は 23% 削減（左図）。約 9 割の事業所で削減義務率を上回る削減を達成しており、CO₂ 排出原単位が基準年度の 1/2 以下のカーボンハーフビルも出現している。
- 対象事業所では節電・省エネが定着・深化し、全国水準の 2 倍相当の CO₂ 削減を達成している（右図）。
- 本制度の開始後、CO₂ 削減に対する経営者の関心が高まり、高効率機器の採用に積極的になっている。



中小規模事業所対策：地球温暖化対策報告書制度

都内に約63万存在する中小規模事業所の省エネを促進

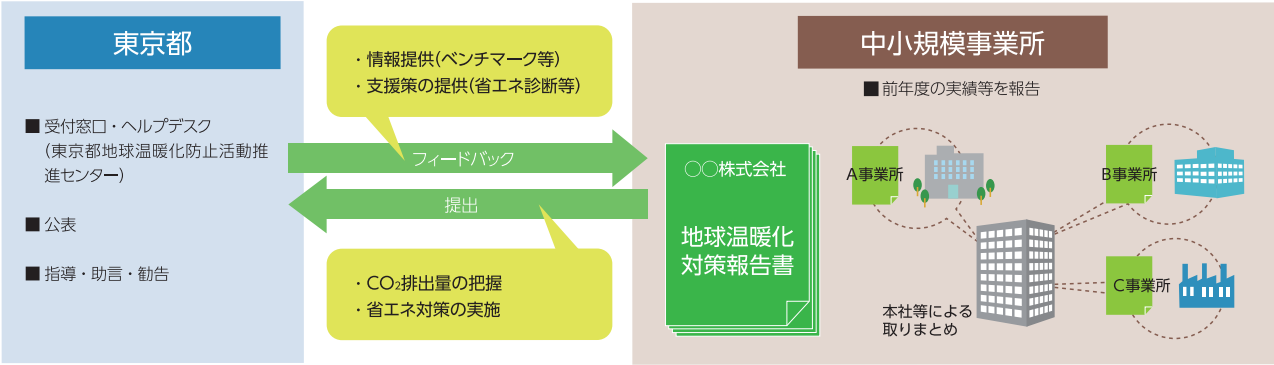
地球温暖化対策報告書の作成・提出を通じて、事業所自らがCO₂排出状況を把握し、具体的な省エネルギー対策等につなげる取組を促進する制度



都内のオフィステナントビル

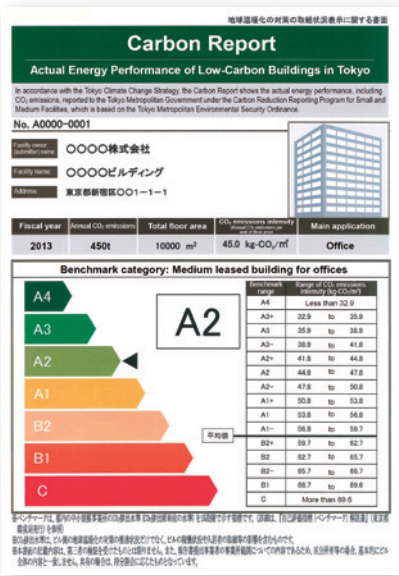
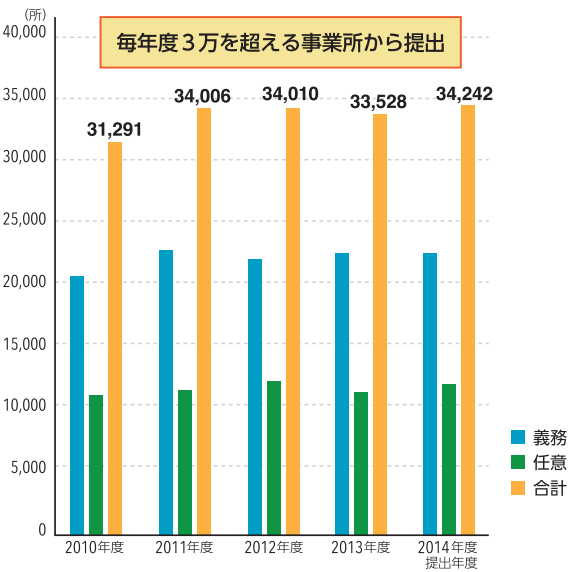
- 対象：約63万事業所（キャップ&トレード制度の対象事業所を除く全ての事業所）
- 目的：削減義務のない中小規模事業所における地球温暖化対策の底上げ
- 提出義務：都内に複数の事業所を設置している事業者に対して、各事業所のエネルギー使用量の合算が原油換算で年間3,000kL以上となる場合に報告書の提出を義務付けている。それ以外の事業者も任意で提出可能

地球温暖化対策報告書制度のイメージ



成果／支援策

- 毎年度、3万事業所を超える事業所から報告書の提出がある。
- 2013年度、提出事業所の総CO₂排出量は、震災前の2010年度と比べて11%の削減となっている。
- 報告書のデータに基づき、テナントビルの省エネレベルを分かりやすく表示するカーボンレポートのほか、無料の省エネルギー診断や省エネ対策研修会などの支援策を提供している。



新築建築物対策：建築物環境計画書制度

環境に配慮した建築物計画を促進し、新築建築物の環境負荷を低減

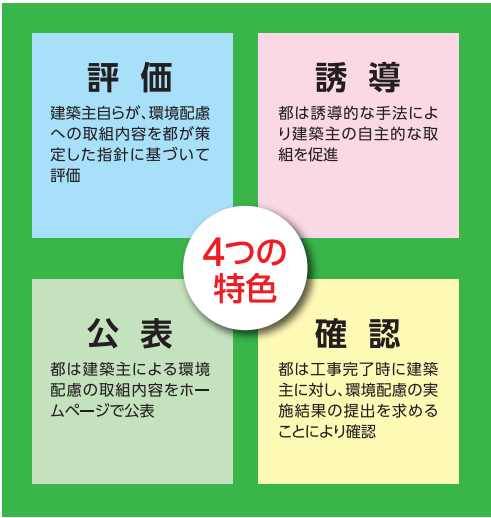
大規模な建築物を新築又は改築する建築主に対して環境配慮に関する計画書の提出を義務付け、都が公表することで、自主的な取組を誘導する制度



都内の大型マンション

- 対象：延床面積2,000㎡以上の新築建築物（住宅・非住宅。5,000㎡超は提出が義務）
- 目的：環境性能の優れた建築物が評価される市場の形成
- 義務：大規模建築主は、都の指針に基づき環境配慮の取組を計画・評価し、計画書を作成・都に提出

制度の特色

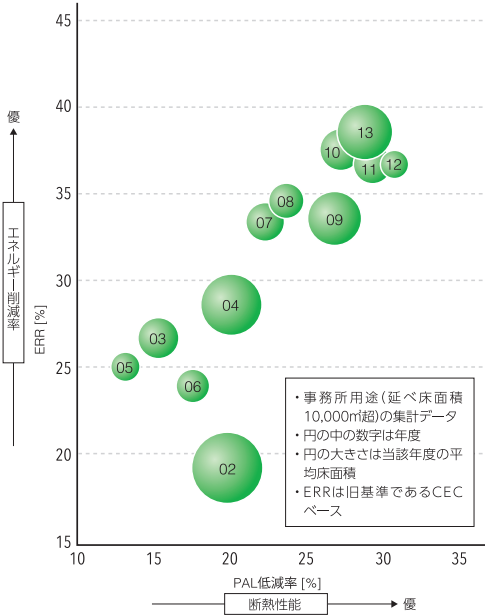


環境配慮項目／区分

エネルギーの使用合理化	建築物の熱負荷の低減 再生可能エネルギー利用 省エネルギーシステム 効率的な運用のしくみ
資源の適正利用	エコマテリアル オゾン層保護及び地球温暖化の抑制 長寿命化等
自然環境の保全	水循環 緑化プロジェクト
ヒートアイランド現象の緩和	建築設備からの人工排熱対策 敷地と建築物の被覆対策 風環境への配慮

非住宅建築物の省エネ性能の推移

非住宅建築物（事務用途）では、エネルギー削減率（ERR）及びPAL低減率が向上している（左図）。



マンション環境性能表示

建築物環境計画書の対象となる建築物のうち、約半数はマンションが占めている。マンションの建築主に対しては、販売や賃貸の広告等に環境性能のラベル表示を行うことを義務付けている（下図）。

